

鹿児島県事業継続月次支援金 添付書類台紙

住所		フリガナ 氏名	
----	--	------------	--

①預金通帳の写し(通帳の表面)

のりしろ

②預金通帳の写し(通帳を開いた1, 2ページ目)

のりしろ

③本人確認書類の写し(個人事業者のみ提出が必要)

のりしろ

以下のいずれかの写しを提出してください。

- (1) 運転免許証(両面)(返納している場合は、運転経歴証明書で代替可能。)
- (2) 個人番号カード(オモテ面のみ)
- (3) 写真付きの住民基本台帳カード(オモテ面のみ)
- (4) 在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書(在留の資格が特別永住者のものに限る。)
- (5) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳(手帳様式は全ページ、カード様式は両面)

※ いずれの場合も、住所、氏名及び顔写真が明瞭に判別でき、かつ、申請を行う月において有効なものであり、記載された住所が申請書に記載する住所と同一のものに限り、かつ、

※ いずれの場合も申請を行う月において有効なものであり、記載された住所が申請書に記載する住所と同一のものに限り、かつ、

なお、(1)から(5)を保有していない場合は、(5)又は(6)で代替することができるものとします。

- (6) 住民票の写し及びパスポートの両方(パスポートは顔写真の掲載されているページ)

④国民健康保険証の写し(オモテ面のみ・主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者用)

のりしろ

- ※ 有効期限内であるものの提出をお願いします。
- ※ 資格取得日が2020年以前のものに限り、かつ、
- ※ 制度上の理由により、国民健康保険証が提出できない個人事業者等については、以下のいずれかの代替書類の提出をお願いします。

対象者	代替書類	
任意継続被保険者	① 健康保険証(退職前に所属していた企業の健康組合発行) +	①又は②のいずれか
	退職証明書(退職前に所属していた企業が発行) 健康保険証(退職前に所属していた企業の健康組合発行) +	
後期高齢医療被保険者	② 健康保険証(退職前に所属していた企業の健康組合発行) +	
	離職票(ハローワーク発行の「雇用保険被保険者離職証明書」)	
後期高齢医療被保険者	後期高齢者医療被保険者証(住所・氏名・生年月日が分かる部分)(オモテ面)	
中小企業協同組合法第3条第4号に規定する「企業組合」に属する個人事業者	所属する企業組合が作成した、以下を証する書類。 ①申請者が、組合員として事業に従事する個人事業者であること ②申請者が、雇用保険の被保険者ではないこと。 (企業組合又は企業組合の代表理事の署名又は記名押印があるものに限る。)	
		1枚の書類で①②を示すもの

⑤国の月次支援金関係書類の写し

のりしろ

※国の月次支援金給付通知書の写しを添付してください。

※ 国の月次支援金を申請中の方は、月次支援金ホームページ内の申請マイページ（登録情報や8月及び9月の申請状況がわかるページ）を添付してください。

後日、給付通知書が届いたら速やかにその写しを提出してください。

⑥業務委託契約等収入があることを示す書類（主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者用）

のりしろ

以下の書類で、A4サイズより小さいものは、
こちらに添付してください。

- ・ 業務委託契約書
- ・ 支払調書
- ・ 源泉徴収票
- ・ 支払明細書
- ・ 通帳の写し（報酬が支払われたことがわかる部分）